

令和4年度 名古屋市立田代小学校PTA細則

- 第1条 会員は、“できる時に、できる事を”モットーとして活動していくことを目標とする。
各団体の代表者及び人員の選出は、エントリー制（参加申し込み型）とする。
各団体は、集まった人数や人材でできる事を考え活動することとする。ただし、人数や人材が確保できないほか特段の事情が発生した場合、役員承認を得た上で、活動を中止や中断しても差し支えない。
- 第2条 この会は次の役員を置く。
 会長 1名（主に校外実務担当） 副会長 1名
 執行部代表 1名（主に校内実務担当） 執行部副代表 1名
 会計 2名（うち1名は教職員） 会計監査 1名
 サポーター 若干名（うち1名は教職員） 顧問 若干名
- 第3条 役員任期は1年とし、再任を認める。各役員は他の役員を兼ねることはできない。
- 第4条 役員は前年度役員からの依頼で選出をし、総会の承認を得て決定される。
役員が欠員になったときは役員により選出し教職員の承認を得て決定することができる。任期は前任者の残任期間とする。
- 第5条 役員は執行部に属し、執行部は、外部PTAや地域との交流に努め、教職員と連携して会員への情報発信や活動団体への支援等に努める。
期首において活動募集を行う団体は以下の2団体とする。
「広報部」 「バレーボールサークル」

令和4年 4月28日 策定

